

平成27年6月5日

総務省東北管区行政評価局は

“航空旅客保安検査場に心臓ペースメーカー使用者などが金属探知機を通過しなくてすむ旨の案内表示をすべき”と東京航空局にあっせん！

- 心臓ペースメーカー使用者から「航空旅客保安検査場における金属探知機のゲートには、心臓ペースメーカー使用者に対する配慮についての表示がなされていないので、注意喚起のための案内表示をしてほしい。」との行政相談を受付
- 仙台空港の国内線旅客保安検査場（航空運送事業者が航空法等の規定により、航空機強取等防止措置として同検査場を運営）を現地調査した結果は、以下のとおり。
 - ・ 出発口AとBの間に90センチメートルを超える通路が設置され、心臓ペースメーカー使用者等が門型金属探知機を通過することなく検査を受けることができるようになっている。
 - ・ しかし、「心臓ペースメーカー使用者等が金属探知機を通過しなくてもすむ」旨の案内表示が無いことから、通過しなくてすむことを知ることができず、自ら告知しない限り、健常者と同様に金属探知機を通過することとなっている。
- 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、平成27年6月4日に、国土交通省東京航空局に改善をあっせん

行政苦情救済推進会議（座長：斉藤睦男 仙台弁護士会 弁護士）は、民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的に開催しています。

本件照会先：東北管区行政評価局
首席行政相談官 原田秀一
電話：022-262-7840

行政相談の要旨

私は心臓ペースメーカーを使用しており、度々、旅行に出かけるが、空港において、航空旅客保安検査場の金属探知機のゲートには、心臓ペースメーカー使用者に対する配慮についての表示がなされていないので、注意喚起のための案内表示をしてほしい。

日本心臓ペースメーカー友の会宮城県支部の意見

金属探知機を通過する場合の影響等について、全国の30万人の患者の中には、現実の影響がどうなのか分からず、不安を抱いている。

最初は、私(支部長)も知らずに金属探知機を通過してしまったことがあり、同探知機を通過しなくてもすむ旨の案内表示は必要ではないかと思う。

航空旅客保安検査場において公共交通事業者等が行うべき措置

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第8条、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第27条の規定に基づき、公共交通事業者等において旅客施設や車両等を新たに整備・導入等する際に義務として遵守すべき基準等が定められている。

また、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（以下「バリアフリー整備ガイドライン」という。）では、義務付けられるものではないが、多様な利用者の多彩なニーズに応えるため、施設等の整備の在り方を示した目安が示されている。

- ◇ 旅客施設の新たな建設、大規模な改良を行うときは、公共交通移動等円滑化基準に適合。
- ◇ その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持。
- ◇ その事業の用に供する旅客施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずる。
《バリアフリー法第8条》

【保安検査場の通路】

- ◇ 航空旅客ターミナル施設の保安検査場において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす利用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設置。通路の幅は、90センチメートル以上。
《公共交通移動等円滑化基準第27条》

【案内表示】

- ◇ 金属探知機に反応する車椅子利用者、医療器具等の利用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくてすむ旨の案内表示をする。
《バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）》

現地調査結果

仙台空港における保安検査業務については、同空港を使用している航空運送事業者が契約する請負業者が行っている。

国土交通省東京航空局仙台空港事務所が施設全体を管理している仙台空港における国内旅客保安検査場（航空運送事業者が航空法等の規定により、航空機強取等防止措置として同検査場を運営）の現地調査を実施した結果は、次のとおり。

- ◇ **国内線旅客保安検査場には、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることができない者が通行するための通路が出発口AとBとの間にある。**

しかしながら、バリアフリー法を踏まえて定められたバリアフリー整備ガイドラインに示されている「金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくてすむ」旨の案内表示は無いことから、心臓ペースメーカー使用者等は、自らがその旨を告知しなければ、健常者と同様に金属探知機を通過することとなっている。

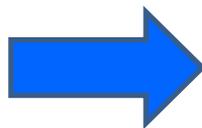
行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた東京航空局への あつせん内容

東京航空局は、航空旅客保安検査場の金属探知機に反応する心臓ペースメーカー使用者等の安全に配慮する観点から、以下の措置を講じる必要がある。

- ① 仙台空港の航空旅客保安検査場を運営している航空運送事業者に対し、バリアフリー整備ガイドラインを周知するとともに、金属探知機に反応する心臓ペースメーカー使用者等が金属探知機を通過しなくてもすむ旨の案内表示をするよう改善を求めること。
- ② それを踏まえ、管内の他の空港においても、同様の対応の在り方について検討すること。
- ③ 全国の空港においても同様に対応するよう、国土交通省に上申すること。

心臓ペースメーカー等使用実績（平成22年～26年）

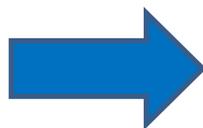
心臓ペースメーカー、ICD・CRT-D（植込み型除細動器）の新規使用累計



（全国）
221,123台

（東北）
18,930台

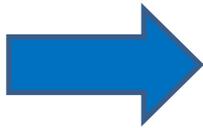
心臓ペースメーカー、ICD・CRT-D（植込み型除細動器）の交換累計



（全国）
115,799台

（東北）
10,870台

心臓ペースメーカー、ICD・CRT-D（植込み型除細動器）の合計



（全国）
336,922台

（東北）
29,800台

- ※ 1 一般社団法人日本不整脈デバイス工業会の資料による。
2 心臓ペースメーカーの電池寿命は5年から15年といわれている。

参考

行政苦情救済推進会議

【目的】

行政に関する苦情が多様化する中、相談者の利益と公共の利益との調整が必要な場合や複数の行政機関が関係し調整が必要な場合等に、民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った的確かつ効果的な処理を推進するため、東北管区行政評価局では、「行政苦情救済推進会議」を開催し、必要な方策の検討を行っています。

そこでの意見を踏まえて、個々の苦情の解決を図ることはもちろん、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っています。

区分	氏名	職業等
構成員	齊藤 睦男(座長)	弁護士
	遠藤 恵子	せんだい男女共同参画財団理事
	武田 真一	河北新報社論説委員会副委員長
	渡辺 静吉	仙台商工会議所副会頭
	小宅 厚	東北行政相談委員連合協議会会長
参与	石田 眞夫	弁護士